

意見書案第16号

介護保険制度の抜本的改善及び介護従事者の処遇改善を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長に対し別紙のとおり意見書を提出する。

令和7年12月5日 提出

牛久市議会議長 小松崎伸 殿

提出者 大森和夫
賛成者 遠藤憲子

介護保険制度の抜本的改善及び介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）

介護保険制度の開始から25年が経過しました。現在、利用料や施設の居住費・食費等の負担が重く、必要な介護サービスを十分に受けられない高齢者が増加しています。家族の介護を理由とした離職者は年間約10万人に上り、依然として高止まりの状況です。

介護事業所においても、低水準に据え置かれた介護報酬のもとで深刻な経営難に直面しており、2024年の倒産・休廃業件数は784件と過去最多を記録しました。特に訪問介護事業は基本報酬引き下げの影響により撤退が相次ぎ、事業所がゼロとなった自治体も増加しています。

また、介護現場の人材不足は一層深刻化しており、政府は2026年度に介護職員が25万人不足すると見込んでいますが、抜本的な対策は講じられていません。介護職員の処遇改善も遅れていますが、2024年度には全産業平均賃金との差が月額6万9千円から8万3千円へと拡大しました。

このような状況にもかかわらず、「利用料2割負担の対象拡大」「ケアプランの有料化」「要介護1・2の保険給付外し（総合事業への移行）」など、さらなる負担増やサービス縮小が検討されています。これ以上の制度後退は断じて許されません。

すべての国民が安心して介護を受けられ、介護従事者が尊重される制度を確立するためには、国の財政支援を強化し、制度の抜本改革と介護職員の大幅な賃金引き上げが不可欠です。憲法第25条に基づき、必要な介護が保障される社会の実現を目指し、以下の改善を強く求めます。

記

1. 介護保険サービス利用に関し、利用料2割負担の対象拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険給付外し（総合事業への移行）等の見直しを行わないこと。
2. 訪問介護の基本報酬引き下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な引き上げを図る再改定を速やかに実施すること。併せて、サービス利用に支障が生じないよう、利用料負担軽減等の対策を講じること。
3. 介護従事者の賃金を国庫負担により全産業平均水準まで早急に引き上げること。さらに介護従事者を大幅に増員し、一人夜勤の解消及び人員配置基準の引き上げを行うこと。
4. 必要な介護が必要な時に保障されるよう、介護保険料・利用料・居住費・食費等の負担軽減を図り、サービスを拡充すること。併せて、介護保険財政に対する国庫負担割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　年　月　日

牛久市議会